

# 鮎 解 禁 6 月 1 日 午 前 6 時

## 本・支流網解禁 7 月 1 日 午 前 6 時

由良川漁業協同組合京内共第11号

### 遊漁する時守るべき事項

- 鮎解禁日は、6月1日 午前6時、ただし竿釣のみ、網類解禁日は、本流7月1日 午前6時(但し、竿専用区除く)、支流はすべて7月1日午前6時(友釣り専用区除く)、ひっかけ(めがね)、寄川、鮎狩、専用区内網類解禁日は8月1日 午前6時、日券は7月4日まで発行しない。  
(注意) 漁業権の侵害および悪質と認める違反者は之を警察に告訴する。
- 次の表の遊漁料を納付しなければならない。

(1) 一般遊漁の場合

漁種	漁具・漁法	期間	遊漁料	備考
全魚種	全漁具・全漁法	1年	10,000円	
			5,000円	高校生
			500円	中学生
			無料	未就学児童、小学生
	1日	3,000円	鮎解禁日から7月4日まで発行しない網類は、なぜ網、溝受網、巻網、投網のうちより一統に限る。	
	ドブ釣り釣とあゆ、ぼら以外の釣増水時のなぜ網及び溝受	1年	5,000円	
	もんどり漁具・漁法	1年	一個400円	1人20個以内
あゆ以外	釣	1日	1,000円	
はえびごり	釣、たも網、さで網、伏網	1年	2,000円	
		1日	500円	

身体不自由者は上記金額の半額とする。ただし3級以上該当者は2,000円を上限とする。

(2) 特別遊漁の場合 (書面で組合の承認を受けなければならない。)

漁種	漁具・漁法	期間	遊漁料
全魚種	鮎狩	8月1日～9月15日	一回一客 25,000円
	やな漁業	9月1日～9月30日	一統 25,000円
	寄川漁業 (網3統以上使用して、2人以上とする漁法)	8月1日～9月15日	一回一区域 25,000円

- 遊漁する場所で漁場監視員に納付するときは、次の協力費を徴収する。
  - 上記(1)(2)に規定する額に20パーセント以内ただし1,000円以下の額については50パーセント以内をそれぞれ加算して得た額とする。
  - 中学生の場合、遊漁料を納付するよう注意、年券を交付、協力費は徴収しない。
- 水産動植物に有害な物を遺棄し、また漏せつしてはならない。
- 次に掲げる漁具、漁法による遊漁をしてはならない。
  - 水中に電流を通してする漁法
  - 瀬干漁法
  - 透明性のもんどり
  - がわびき漁法
  - 箱づけ
  - 火光その他照明を利用してする漁法 (う飼および食用がえるを除く)
  - 発射装置を有する、もり及びやす、
  - 網目2cm以下 (いさざ落網、投網、四つ手網、たも網、さで網を除く)
  - さく河魚類の通路を遮断する漁法 (流水幅員の5分の1以上の魚道開通を除く)
  - 水視眼鏡、水眼鏡以外の潜水用具
  - もんどり1遊漁者20個以上
  - 漁業を目的としない動力遊船
- 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

漁種	漁種	漁種	漁種
あゆ	6月1日午前6時から9月30日まで 11月1日午前6時から翌年2月末日まで	ます類	1月1日から12月31日まで、 ただしあまご(やまめ)、いわなは3月 16日午前6時から9月30日まで
こいな	6月1日から翌年4月30日まで	えび	5月1日から10月31日まで
ふなぎ	5月21日から翌年4月19日まで	ごり	周年
うなぎ	周年	ぼら	周年
はえ	周年		

◎◎ 新規加入組合員募集!! (紹介料支給あり)  
鮎・うなぎ・スッポン・手長エビの買い取り致します

◎◎ 網漁は本流・支流とも(釣り専用区、友釣り専用区、上林川を除く)七月一日午前六時から解禁  
◎ 釣り専用区(禁網区)五区域、友釣り専用区(禁網区)三区域あり!